別添1

資料閲覧要領

１ 資料閲覧

閲覧者は、資料閲覧を希望する場合、あらかじめ以下の担当者に連絡をとり、メールにて日時等を調整するとともに、必要な指示を受けること。また、これらの関連資料を閲覧して得た情報等は、情報提供資料作成以外の用途には決して使用しないこととし、閲覧時に誓約書（本書付属１を参考）を提出すること。

（閲覧対象資料）

・「ＩＴ調達に係る制度・体制・手法等の先進事例調査研究」に関連する資料

・デジタル庁が保有するデジタルマーケットプレイスに関する調査資料

２ 閲覧時間

資料閲覧可能時間は、以下のとおりとする。

・資料閲覧可能期間 ：情報提供資料提出締切日まで

・資料閲覧可能時間帯：10 時～17 時

３　担当者連絡先

デジタル庁　戦略・組織グループ調達支援・改革担当

担当：成島（E-mail:DaiNarush@digital.go.jp）

　　　　 （Tel:03-6771-8254（直通））

別添1―付属１

ＩＴ調達の課題に対する調査研究に係る情報提供依頼

資料閲覧に関する業務誓約書

令和 年 月 日

デジタル庁 宛

会社名

代表者名

電話番号

関連資料の閲覧を行うことについて、下記の条件を厳守することを誓約します。

記

１． 閲覧に際しては、筆記用具、メモ帳類以外は持ち込みを行わない。

（ＰＣ等を持ち込み、資料を目視して打ち込むことは可とする。写真撮影・データ転送等の行為は禁止）

２． 閲覧して得た情報は、情報提供資料作成のためのみに利用し、いかなる理由においてもその他に利用しない。

３． 閲覧して得た情報は、情報提供資料作成の関係者以外に洩らさない。

４． 閲覧中の立会いに同意する。